

**令和3年度税額の計算例**

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を令和2年に新築した場合(課税標準額は表3のとおり)

**【土地】**

- (1) 固定資産税課税標準額  
前年度と比べると今年度は上昇しているため、令和3年度課税標準額は今年度に限り負担調整措置を行うため前年度課税標準額と同額とします。

課税標準額=180万円

- (2) 都市計画税課税標準額  
前年度と同額のため、算定した今年度課税標準額がそのまま令和3年度課税標準額となります。

課税標準額=400万円

**【家屋】**

- (1) 固定資産税・都市計画税課税標準額  
課税標準額は評価額と同額となります。

課税標準額=900万円

- (2) 軽減税額  
床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の軽減措置の対象となります(表2を参照)

軽減税額は900万円×1.4%×1/2=6万3,000円

したがって、年税額は表4のとおりです。

表3

前年度固定資産税課税標準額	180万円
今年度固定資産税課税標準額	200万円
前年度都市計画税課税標準額	400万円
今年度都市計画税課税標準額	400万円

表4

区分	固定資産税	都市計画税
土地①	180万円	400万円
家屋②	900万円	900万円
合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,080万円	1,300万円
税率④	1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)	15万1,200円	3万9,000円
軽減税額⑥	6万3,000円	-
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)	8万8,200円	3万9,000円
年税額	12万7,200円	

**固定資産価格の縦覧などを行います**

**土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和3年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

- 期間 4月1日(木)～4月30日(金)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場所 税務課窓口
- 手数料 無料

**■ 縦覧の対象**

- ▽ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- ▽ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

**■ 必要なもの**

- ▽ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

**固定資産課税台帳の閲覧**

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

- 期間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場所 税務課窓口
- 手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～4月30日)は無料

**■ 必要なもの**

- ▽ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

**審査の申し出**

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、令和3年度に新しく登録された価格に限ります)

- 問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48) 1111 (内1109・1110)

